

# 病院宿直時、朝まで患者の死亡対応

## 労働時間と認めぬ判断



東京都内の大病院に勤めていた医師が、宿直した際に深夜から朝まで入院患者の死亡に対応したにもかかわらず、病院が「宿直直許可」を得ていることを理由に、厚生労働省が労働時間として認めない判断をしていたことがわかった。医師の代理人弁護士が厚生労働省で会見し、明らかにした。

「宿直直許可」は、夜間や土日に入院患者の急変や

### 50代勤務医の労災申請で東京労働局

外来患者に対応するため医師が待機する「宿直」「日直」について、業務内容が「軽度または短時間」であれば、労働基準監督署の許可によって、特例的に労働時間としてみなさなくてもよくなるもの。

ただ、厚生省の許可基準では、患者の死亡などへの対応は「通常の勤務時間と同様様の業務」と明示し、労働時間として扱うよう定めている。

この医師は50代の男性で、2018年11月にくも膜下出血を発症した。月1000時間を超える長時間労働を続けた結果だとして、19年10月に労基署へ労災を

申請した。

代理人弁護士によると、例えば18年10月に宿直した際、午前0時過ぎに入院患者の急変で呼ばれ、午前2時15分に死亡を確認。家族への説明、死亡診断書の作成、お見送りなどで一睡もできないまま、翌日も通常通り勤務したという。

労災申請に対して労基署は、男性医師の病気は業務と関係ないと判断した一方、月3〜4回あった宿直について、一律に仮眠6時間を除いた時間を労働時間だったと認めた。これを不服とした審査請求に対し、厚生労働省東京労働局の審査官は、宿直は「ほとんど労働する必要のない勤務だった」と判断し、「労働時間ゼロ」とした。

代理人弁護士は「労基署と審査官は、厚生労働省の許可

基準を踏まえた労働時間の認定をしておらず、『医師の働き方改革』に逆行する」と主張している。現在、再審査請求に対する裁決を待っている。

厚生労働省労働基準局の担当

者は取材に対し、「宿直中に通常業務があったかは個別に調査しなければわからないため、(審査官の判断が)許可基準に反するかどうかは答えられない」とした。

(核松田樹)